

第 2 次「ごみ減量・資源化指針」の策定について（概要）

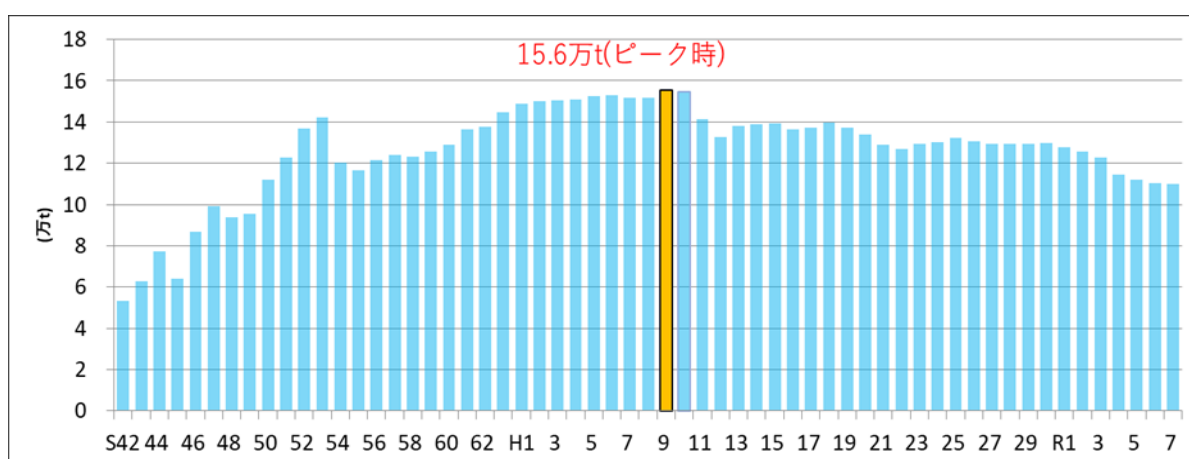
■指針の策定

現指針の計画期間が終了するため、令和 8 年 10 月から開始されるごみ処理有料化によるごみの減量・資源化の効果をより一層高める施策を盛り込んだ指針を策定します。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ごみ減量・資源化指針	基準年度	新指針策定	← 計画期間 →								
						／ 中間目標年度 指針見直し					／ 目標年度 次期指針策定

■ごみ焼却量の現状

現指針において、令和 8 年度までに「ごみ焼却量 10 万 t 以下」を目標に掲げ、ごみ焼却量の削減を進めてまいりました。平成 9 年（ピーク時）に約 156,000 t あったごみ焼却量は、令和 7 年度時点で 109,879t であり、目標まで約 1 万 t となっております。



■ごみ処理有料化制度

ごみを減量するためには、ごみ処理の有料化は、有用な取り組みの一つで、令和 8 年 10 月 1 日からごみ処理有料化制度を導入することとしました。

本指針では、ごみ処理有料化によるごみの減量・資源化の効果をより一層高める施策を盛り込んでいます。

「ごみを出さない」、「資源化できるものは資源化する」ことで、焼却量の減少につなげます。

■岐阜市の 3 つの未来の実現

「岐阜市未来のまちづくり構想」において、人をつなぎ暮らしと環境を守るまちを目指し、「脱炭素化」「循環型社会の構築」「廃棄物の安定的処理体制の構築による適正処理」に取り組むこととしています。本指針では、ごみ減量・資源化により、「3 つの未来の実現」を目指します。

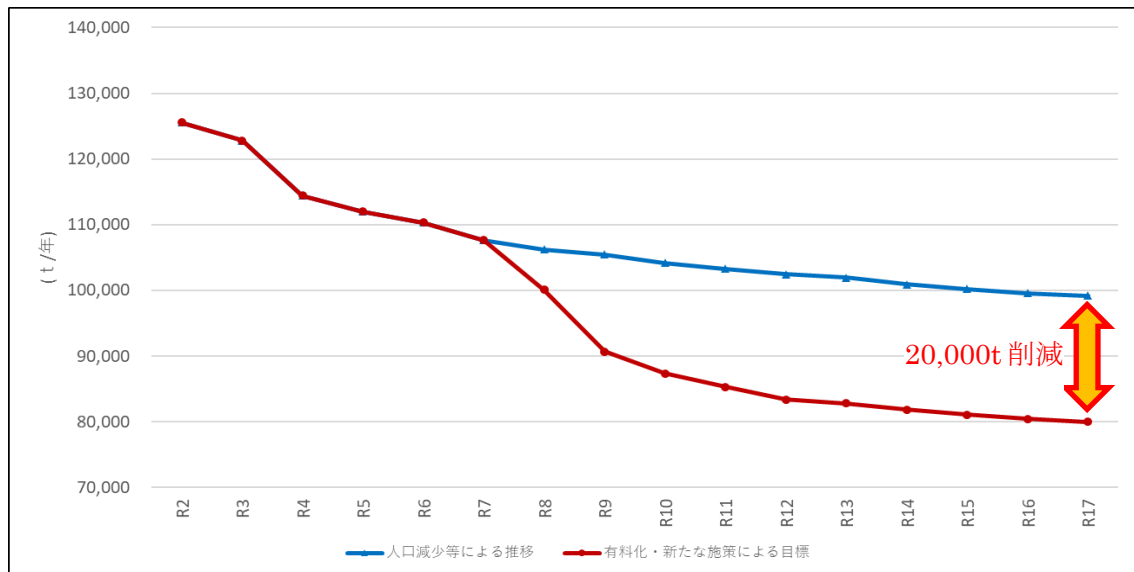
- ゼロカーボンシティの実現
- サーキュラーエコノミーの実現
- 持続可能なごみ処理の実現

■目標値

国の減量化目標 (R12)	R6(実績値)	⇒	R12(目標年次)		R17
1人1日当たりのごみ焼却量 (g)	684	⇒	606	➡	594
国の減量化目標から、R17の岐阜市の取り組み目標を設定					

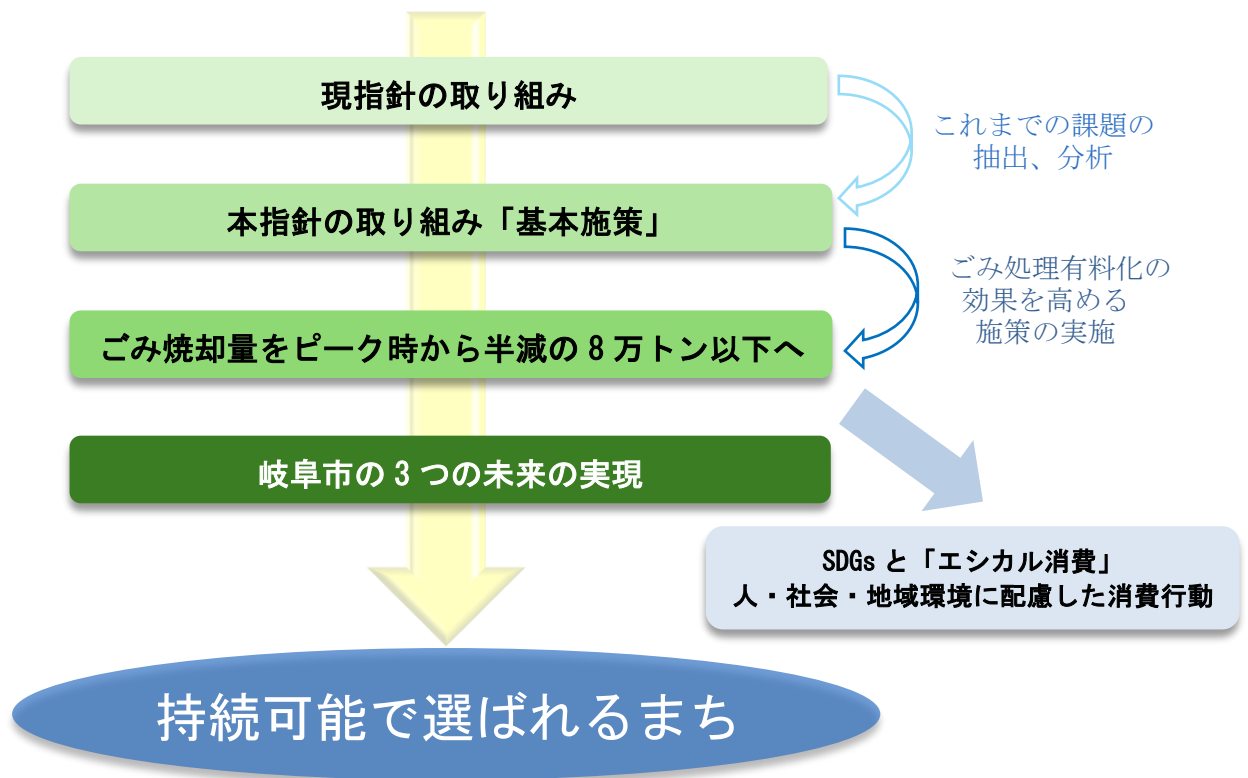
<岐阜市の取り組み目標(令和17年度)>

$$594\text{g} \times 378,918 \text{ 人(推計人口)} \times 366 \text{ 日(年間日数)} \approx 8 \text{ 万 t}$$



■指針の考え方

これまでの取り組みから課題を抽出し、ごみ処理有料化の効果を高める取り組みを盛り込んだ「基本施策」を策定します。基本施策の取り組みを実施していくことにより、ごみ焼却量8万t以下を目指し、岐阜市の3つの未来の実現につなげます。



■スローガンとキャッチコピー

ごみ焼却量を8万t以下に削減するためには、市民、事業者、市が一体となって、それぞれの役割を分担し、実践することが必要です。

<スローガン>

～ごみ焼却量を8万トン以下へ～
(ピーク時から半減へ)

<キャッチコピー>

(仮)“ごみ半減”
みんなで減らそう運動

■達成状況

	作 戦	種 類	令和7年度【目標値】	令和7年度【実績】	達成状況
作戦1	多様な資源ごみ回収の仕組みをつくる	家庭系普通ごみ・粗大ごみ排出量	72,987t	68,179t (▲4,808t)	○
作戦2	紙ごみを減らす	家庭系普通ごみの紙ごみ量※	24,331t	20,952t (▲3,379t)	○
作戦3	生ごみを減らす	家庭系普通ごみの生ごみ量※	12,263t	17,843t (5,580t)	×
作戦4	プラスチックごみを減らす	家庭系普通ごみのプラごみ量※	12,685t	8,704t (▲3,981t)	○
作戦5	事業系ごみを減らす	事業系普通ごみ排出量	32,924t	34,700t (1,776t)	×

■課題

<雑がみと紙おむつ(紙ごみ)>

家庭系普通ごみの紙類の組成のうち、雑がみ(8.6%)、紙おむつ(9.5%)と多くを占めています。雑がみは、資源化が可能で、手軽に分別できるにも関わらず、普通ごみとして多く焼却されています。

紙おむつの排出量は、高齢化の進展に伴い、今後も増えるものと思われます。

紙おむつは、家庭から排出されるだけでなく、高齢者施設などからも排出され、今後も増加が見込まれることから、再資源化の方法を検討する必要があります。

<食品ロス(生ごみ)>

生ごみの排出量を減らすためには、生ごみを発生させないことが重要であり、その一つが食品ロスを削減することです。食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、手つかずの食材や、食べ残したものを捨ててしまうことです。

本市の普通ごみに含まれる生ごみの約3割が食品ロスとなっています。食品ロスの削減で大切なことは、一人ひとりが使い切れる量を買うこと、そして食べることです。

<粗大ごみ>

粗大ごみは、令和2年度以降は減少しているものの、10年前と比較すると増加しています。

まだ使えるものは捨ててしまうのではなく、必要としている人に使ってもらうこと(リユース: Reuse)が排出量の削減につながります。

国が示している「適正なリユース市場の創出」、「リユースの裾野の拡大」、「リユースを「当たり前」に」の将来像を目指す必要があります。

そのために、リユースができる環境を整え、実践することが重要です。

<事業系ごみ>

事業系ごみの排出量は、近年は横ばいとなっており、排出量が減っていません。

事業系ごみは、経済活動の影響を受けますが、削減への取り組みは続けていかなければなりません。事業系ごみの組成では、紙ごみが最も多く、まずは、紙ごみを発生させないためにペーパーレス化の推進や、発生した紙の分別、資源化が必要です。

大規模事業者や中規模事業者だけでなく、小規模事業者でも紙類の資源化ができるようにしていくことや、シュレッダー古紙の資源化に取り組むことが重要です。

■取り組み方針

現指針の課題を受けて、本指針の取り組みを基本施策 1～6 に分けて進めていきます。ごみ処理有料化と、ごみ減量の基本施策の実施により、あわせて 20,000t のごみの削減を目指します。

基本施策	内容	目標値
1	紙ごみの減量（家庭系）	削減量：1,800t
2	生ごみの減量（家庭系）	削減量：1,400t
3	プラスチックごみの減量（家庭系）	削減量：1,100t
4	粗大ごみの減量	削減量：300t
5	事業系ごみの減量	削減量：2,100t
6	その他のごみの減量	削減量：4,700t

基本施策の主な取り組みは下記の通りとなります。

□基本施策 1 紙ごみの減量（家庭系）

①雑がみ回収拠点の拡大

雑がみをより多くの場所で回収できるよう、雑がみ専用の回収ボックスを拡大します。
また、スーパー等と連携し、回収用ボックスの設置を検討します。

②資源分別回収場所の周知

③使用済み紙おむつの再資源化の推進

□基本施策 2 生ごみの減量（家庭系）

①ダンボールコンポストの無料配布

②体験用「電気式生ごみ処理機」の貸出

③事業者との連携によるフードドライブの拡大

④メディア等を活用した食品ロス削減についての周知

□基本施策 3 プラスチックごみの減量（家庭系）

①プラスチック製品の資源化

②再生事業者と連携した環境教育の実施

□基本施策 4 粗大ごみの減量

・リユースの促進

不要品をリユースする取り組みとして、民間事業者との連携や他のリユース品と交換できるステーションの設置について検討します。

□基本施策 5 事業系ごみの減量

①使用済み紙おむつの再資源化の推進

②古紙回収の促進

③事業者の生ごみ処理機等の設置に対する支援

④フードシェアリングの促進

□基本施策 6 その他のごみの減量

①剪定枝の資源化の実施

②落ち葉や刈草、その他未利用資源の資源化についての調査、研究

③岐阜市の環境に関する検定の実施の検討

④再生事業者と連携した環境教育の実施（再掲）